十　当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

［十の二～十二　略］

［２～４　略］

（消滅株式会社の計算書類に関する公告事項）

第百一条の二の二　法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社（消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあっては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［三～七　略］

（消滅株式会社の公告事項）

第百一条の二の三　法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　公告対象会社（吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［(1)・(2)　略］

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［ハ～ヘ　略］

（吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項）

第百一条の二の八　法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［三～五　略］

十　当該事業の譲受けにより子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この号及び第百五条第一項第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

［十の二～十二　同上］

［２～４　同上］

（消滅株式会社の計算書類に関する公告事項）

第百一条の二の二　［同上］

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社（消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあっては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ・ロ　同上］

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［三～七　同上］

（消滅株式会社の公告事項）

第百一条の二の三　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

［(1)・(2)　同上］

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［ハ～ヘ　同上］

（吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項）

第百一条の二の八　［同上］

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ・ロ　同上］

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［三～五　同上］